

平成 2 4 年度第 4 回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成 2 5 年 3 月 2 5 日（月）

午後 2 時 0 0 分から

場所：市川市役所 3 階第 5 委員会室

次 第

1. 議 題

社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方について

2. その他

市川市子ども・子育て会議の設置について（報告）

・次回開催日程について

○当日配布資料

次 第

資料 1 社会情勢の変化に伴う幼児教育の今後のあり方
について

資料 2 おしえて！子ども・子育て支援新制度パンフレット

資料 3 市川市子ども・子育て会議条例

資料 4 市川市子ども・子育て会議条例の制定について

社会情勢の変化に伴う幼児教育 の今後のあり方について

教育委員会
教育総務部 教育政策課
平成25年3月25日

子ども・子育て関連3法（平成24年8月）

（1）子ども・子育て支援法

《内容》 ○教育・保育にかかる給付
 ○地域子ども・子育て支援事業、など

（2）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

《内容》 ○認定こども園法の一部改正

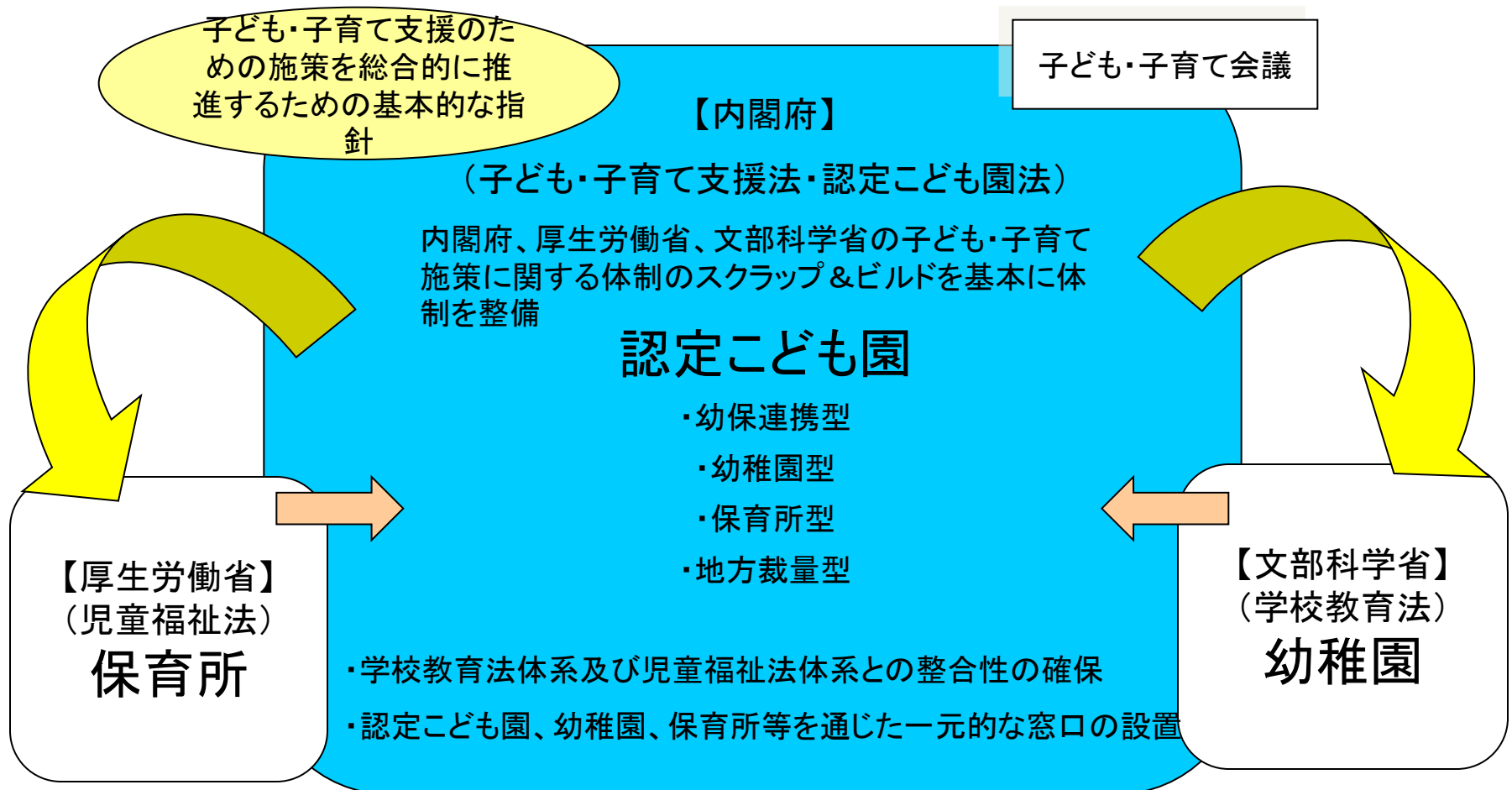
（3）関係法律の整備等に関する法律

《内容》 ○上記2法の施行に伴う児童福祉法等関係法律の整備

趣旨 ： 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

内閣府を中心とした一元的体制イメージ

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進



子ども・子育て関連法本格施行までの主な動き

(平成27年度施行を想定)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き	※法律公布 (8月22日)		※4月 消費税8%に引き上げ	※10月消費税 10%に引き上げ
子ども・子育て会議設置		事業計画等を調査審議		
子ども・子育て支援事業計画		事業計画の検討・作成		
認定こども園		新制度に伴う公立幼稚園の方針を検討		
実施体制		一元的実施体制の検討・整備		
幼児教育振興審議会		組織一元化に伴う整理検討		

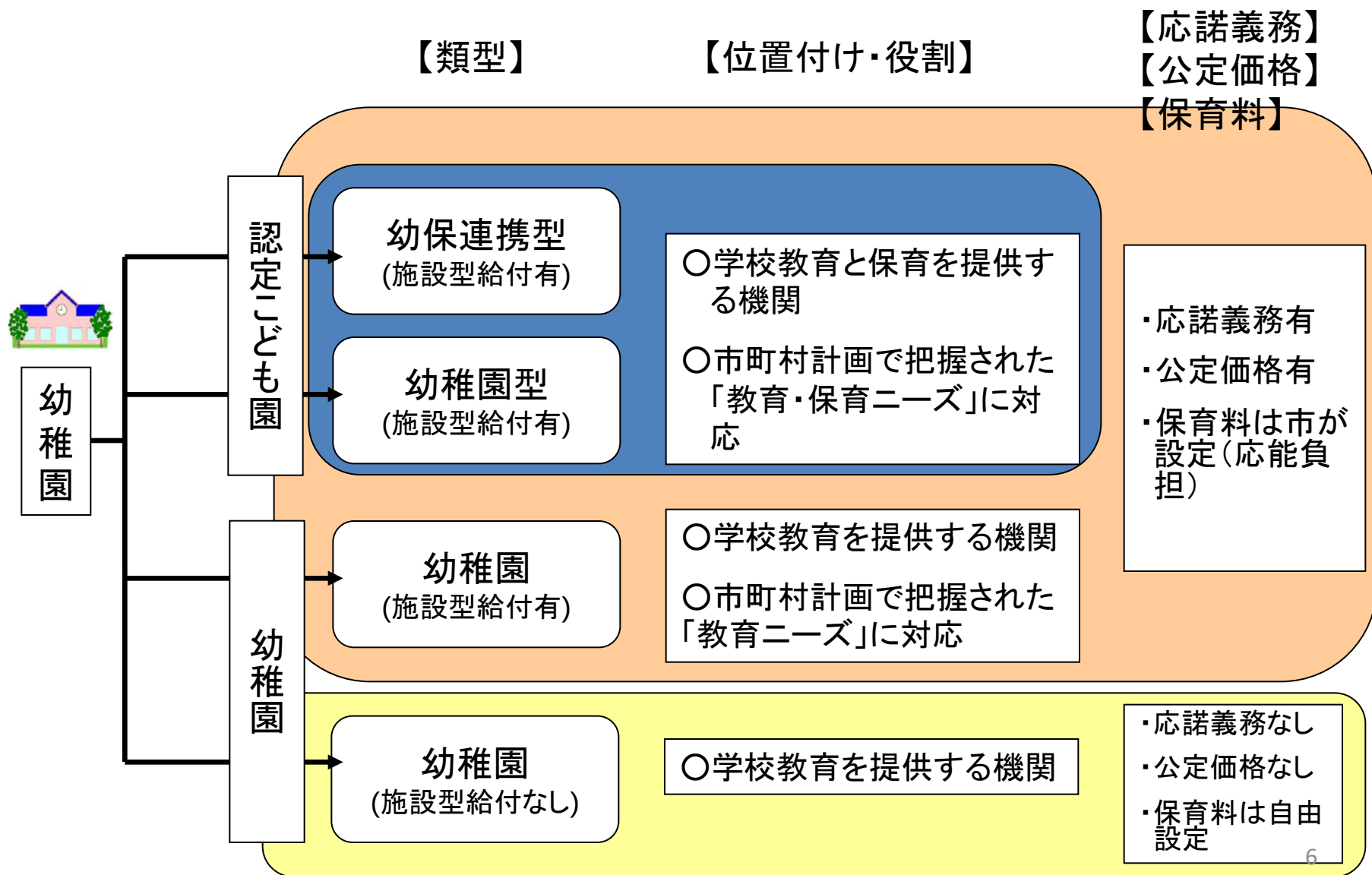
市町村子ども・子育て支援事業計画

■計画期間:5年を1期とする

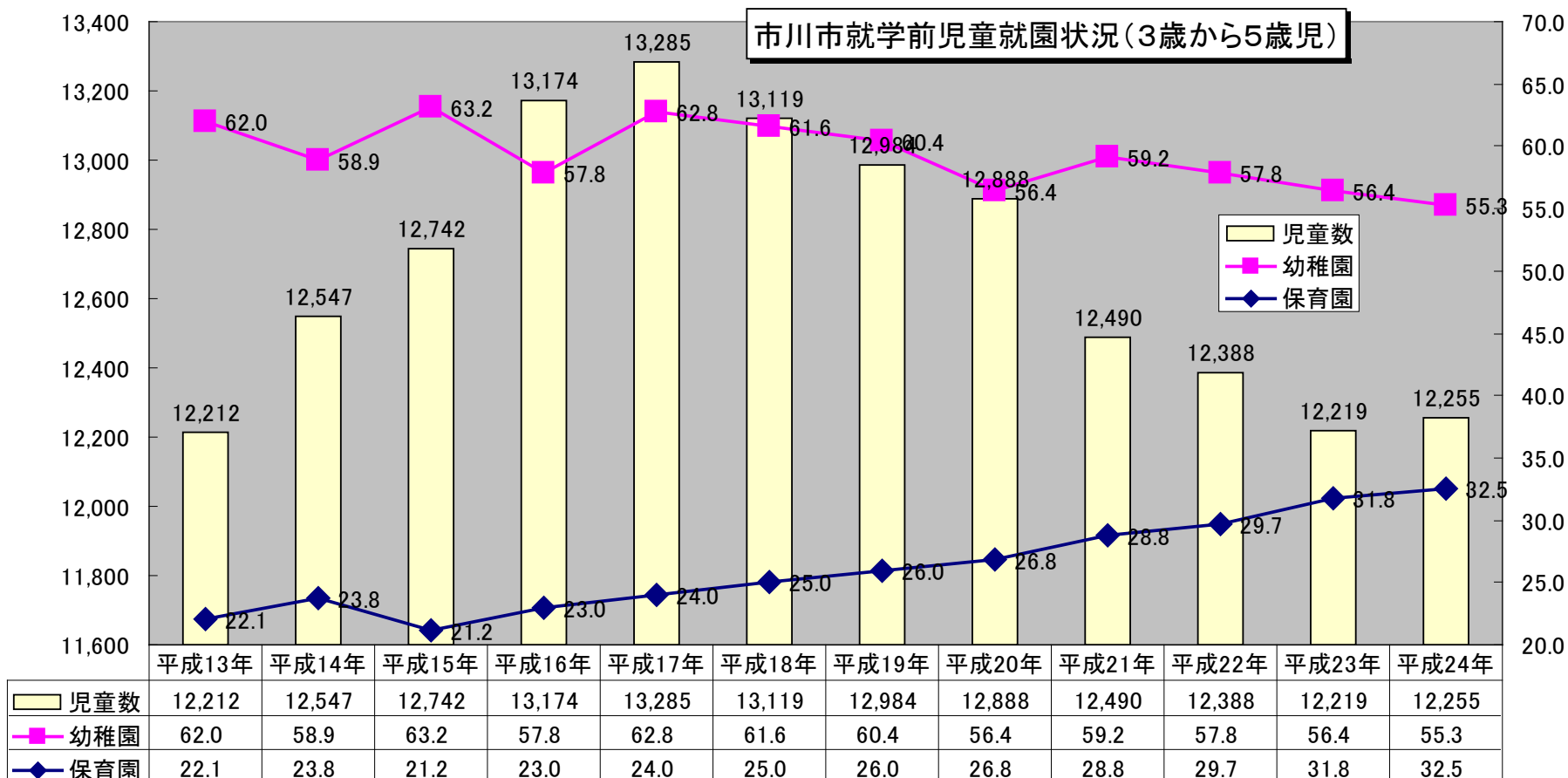
■必須記載事項

- ①圏域の設定
- ②幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の
見込み
 - ・幼児期の学校教育の需要、保育の需要、放課後児童クラブ等
- ③幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制
の確保の内容及びその実施時期
 - ・認定こども園、地域型保育、放課後児童クラブ等
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の
推進方策

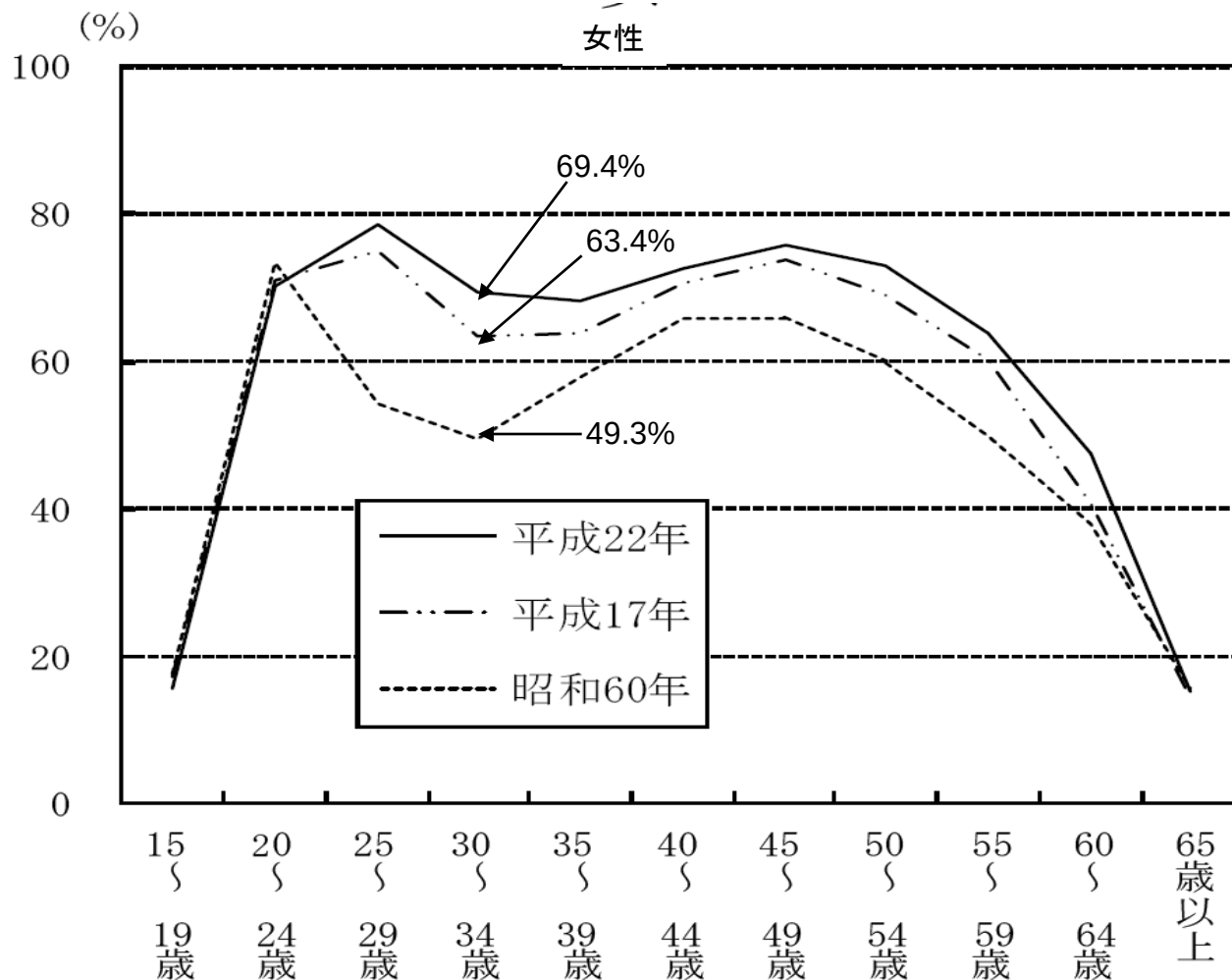
新制度における幼稚園の選択肢



市川市の就学状況(幼稚園・保育所)



女性の年齢階級別労働力率の推移



平成22年国勢調査 産業等基本集計結果

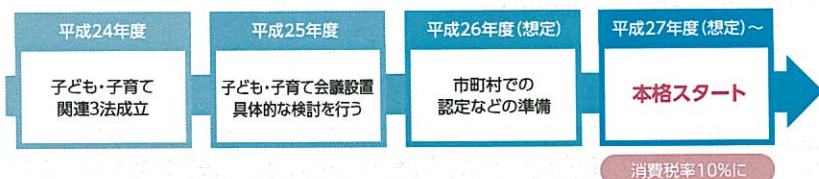
よくある質問にお答えします

Q1 「子ども・子育て支援新制度」は、いつからスタートするのですか？



A1 平成27年度に本格的なスタートをめざしています。

「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたっては、消費税率引き上げにともなう財源が約7,000億円充てられます。平成25年度に国に設置される「子ども・子育て会議」で、より具体的な検討を進め、消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度をめどに新制度による支援が本格的にスタートする予定です。



Q2 新制度での認定こども園や幼稚園、保育所などの利用方法を教えてください。



A2 まず、お住まいになっている市町村にご相談ください。

教育・保育を受けようとする子どもの保護者の方は、市町村から保育の必要性等の認定を受けることになります。利用者の方には、認定に応じ、希望する施設を選択していただくことになります。また、利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて市町村による利用の調整や施設のあわせなどの支援が受けられます（なお、保育の利用に当たっては市町村に申し込み後、市町村が調整する仕組みになっています）。

Q3 利用者の負担(利用料)はどうなりますか？



A3 所得に応じた負担(応能負担)が基本となります。

利用者の負担額は、所得に応じた負担(応能負担)を基本として、国の基準をベースに地域の実情に応じて市町村が設定します。ただし、施設は一定の要件のもとで、市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能です。

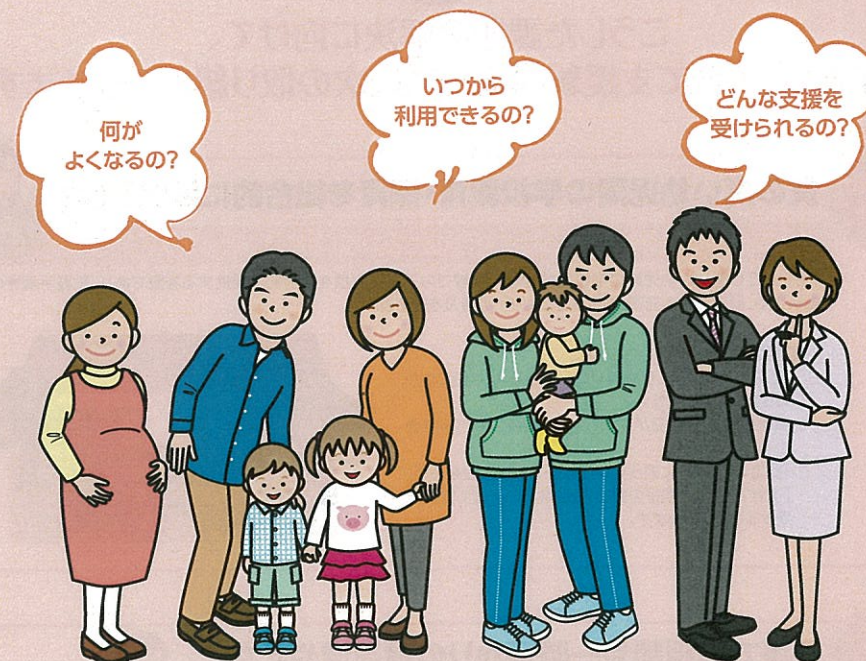
Q4 子育てのさまざまなニーズに応じた支援が必要だと思いますが…



A4 新しい制度では、多様な事業に対して財政支援を行い、子育て支援を充実させていきます。

急な仕事や病気、兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」や、「病児保育」、「放課後児童クラブ」などの事業を市町村の実施する「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけ、国が財政支援を行います。この「地域子ども・子育て支援事業」には、保育が必要な子どもだけでなく、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援が含まれます。

おしえて！

子ども・子育て
支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

お問い合わせ先

○内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel:03-5253-2111 (代表)

○詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

内閣府・文部科学省・厚生労働省

子育てをめぐる課題の解決をめざします



課題
1

親の働く状況の違いにかかわらず、**質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが**望まれてきました。



課題
2

核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、**家庭や地域での子育て力が低下していると**言われています。



課題
3

都市部を中心に保育所に入れない**待機児童が存在します**。一方、子どもの減少で、近くに保育の場がなくなった地域もあります。

こうした課題の解決に向けて、

『子ども・子育て支援新制度』では、次の取り組みを進めます。

課題
1

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

【認定こども園】は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進めます。

【認定こども園】の主なメリットは？

- 【認定こども園】は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- 【認定こども園】に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を受けることができます。



課題
2

子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます

地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化します。

支援の例は？

- 親子が交流できる拠点の設置数増加
- 一時預かりの増加
- 放課後児童クラブの増加（対象を小学校6年生まで拡大）



課題
3-1

待機児童の解消のため、保育の受入れ人数を増やします

市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備します。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進めます。

※保育所は、必要な基準を満たした上で、利用定員20人以上の子どもを保育する施設を指します。

新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭的保育）や小規模保育などの地域型保育への財政支援（地域型保育給付）を新たに行うことで、多様な保育を充実させ、受け入れられる子どもの人数を増やします。

課題
3-2

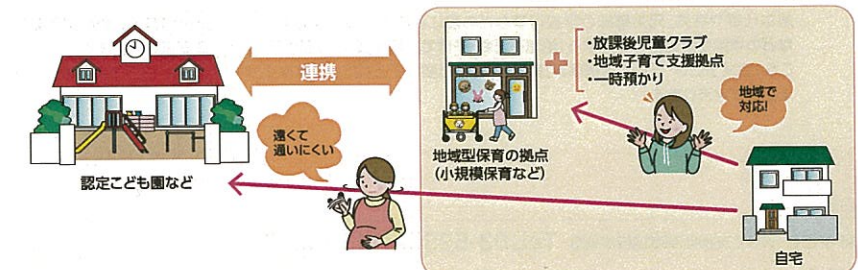
子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します

身近な地域での保育機能を確認します。

子どもが減少している地域では、保育所の統廃合などで、遠くの施設を利用したり、利用を断念したりしている実態があります。この改善のため、地域型保育給付（課題3-1参照）により少人数の保育施設などの安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確認します。

地域の多様な保育ニーズに対応します。

地域型保育の拠点は、認定こども園などと連携し保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで、地域の多様な保育ニーズにも対応します。



市川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 市民

2 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、こども部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市川市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 3 市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、児童福祉」を削り、「係る事項」の次に「及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項」を加える。

第 3 条第 1 項中「25 人」を「18 人以内」に改める。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

子ども・子育て会議委員及び臨時委員	〃 9,100 円
-------------------	-----------

市川市子ども・子育て会議条例の制定について

- 1 「子ども・子育て支援法」の制定を踏まえ、同法に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について調査審議する機関として、市川市子ども・子育て会議を設置するもの。

2 主な制定内容

(1) 主な任務

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(2) 委 員

15人以内で次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱するほか、臨時委員を置くことができる。

- ア. 学識経験のある者
- イ. 関係団体の推薦を受けた者
- ウ. 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- エ. 子どもの保護者
- オ. 市民

3 施行期日

平成25年7月1日（一部、公布の日）